

**令和7年度 企業版ふるさと納税PR等支援業務委託（単価契約）
委 託 仕 様 書**

1 業務名

令和7年度 企業版ふるさと納税PR等支援業務委託（単価契約）

2 履行場所

経済振興課

3 業務目的

地方自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、地方創生の充実・強化を図るものである。

越谷市（以下「本市」）では、本制度の積極的な活用を図り、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」という。）への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

4 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

- （１） 寄附見込企業に対する、寄附に係る一次的な窓口業務（事前の説明、調整及び事務手続き等を含む。）
- （２） 前号の窓口業務を実施したうえで、寄附見込企業を本市に取次ぐ業務
- （３） 寄附見込企業に対して、本市及び本市の寄附対象プロジェクトを、事業紹介パンフレット等を活用した方法で能動的に紹介し、本市への寄附を提案する業務
- （４） 寄附見込企業の関心を引く事業選定及びPR方法に係る助言、情報提供等のコンサルティング業務
- （５） その他、本市の寄附獲得に資する支援業務

5 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

6 業務の進捗報告

受注者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、本市との協議により定めるものとする。

7 委託料等

- (1) 委託料率の上限は、20%（消費税別）とする。
- (2) 委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受注者が本市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。
- (3) 成果報酬型：寄附金額×委託料率（1円未満の単位は切り捨てとする）
- (4) 上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- (5) 寄附見込企業が本市に対して寄附を行った後、本市は速やかに受注者にこの旨を伝え、受注者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。

8 本業務委託にかかる令和7年度予算額（参考）

2,000,000円

委託料が予算額を超えることが見込まれるときは、補正予算等により予算額の変更を実施する場合がある。

9 留意事項

- (1) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて申請し、越谷市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めること。